

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和7年3月26日

水曜日

第5354号

目次

条 例	
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	4
○富山県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	7
○富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	8
○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	10
○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	12
○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	13
○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	15
○富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	16
○富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	17
○富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	18
○富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	20
○富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	24
○富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	27
○富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	29
○富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	30
○富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	32

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例、富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例、富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例、富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例、富山県部局設置条例の一部を改正する条例、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、富山県職員定数条例の一部を改正する条例、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例、富山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例、富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例等の一部を改正

する条例、富山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例、富山県公害紛争処理条例の一部を改正する条例、富山県理容師法施行条例及び富山県美容師法施行条例の一部を改正する条例、富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例、富山県心の健康センター条例の一部を改正する条例、富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例、富山県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例及び富山県議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する
条例

(富山県行政不服審査会条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 富山県行政不服審査会条例（平成28年富山県条例第1号）第12条
- (2) 富山県個人情報保護審議会条例（令和4年富山県条例第46号）第14条
- (3) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第41条
- (4) 富山県統計調査条例（平成21年富山県条例第7号）第14条から第16条まで
- (5) 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）第99条第1項及び第103条第1項
- (6) 富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）第24条第1項及び第2項
- (7) 富山県自然環境保全条例（昭和47年富山県条例第39号）第33条及び第34条
- (8) 富山県立自然公園条例（昭和46年富山県条例第4号）第49条及び第50条

-
- (9) 富山県希少野生動植物保護条例（平成26年富山県条例第47号）第38条及び第39条
- (10) 富山県地下水の採取に関する条例（昭和51年富山県条例第1号）第32条
- (11) 富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成22年富山県条例第18号）第30条及び第31条
- (12) 富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年富山県条例第38号）第18条
- (13) 富山県屋外広告物条例（昭和39年富山県条例第66号）第36条
- (14) 富山県迷惑行為等防止条例（昭和38年富山県条例第17号）第11条、第12条第2項及び第13条第2項
- (15) 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第24条第1項
- (16) 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成5年富山県条例第51号）第11条第1項
(県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例及び富山県砂防指定地等管理条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例（昭和26年富山県条例第47号）第6条第1項
- (2) 富山県砂防指定地等管理条例（平成14年富山県条例第55号）第22条
(富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）第22条の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第3項第1号
- (2) 富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）第14条第1項第1号及び第5項第2号、第15条の見出し及び同条第1項第1号、第16条第1項第1号並びに第18条第4項
- (3) 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）第18条第3項第1号
(富山県公害防止条例の一部改正)
-

第4条 富山県公害防止条例（昭和45年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第28条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第28条の2第1項各号列記以外の部分中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第28条の3中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（富山県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第5条 富山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（多衆運動に関する条例の一部改正）

第6条 多衆運動に関する条例（昭和24年富山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「困り、懲役」を「より、拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第7条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。第9条において「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第8条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（次条においてこれらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条第1号の規定による改正後の富山県一般職の職員等の給与に関する条例第22条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(富山県職員等退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条第2号の規定による改正後の富山県職員等退職手当支給条例第14条第1項及び第5項、第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第18条第4項並びに富山県職員等退職手当支給条例第18条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(総務課)

富山県条例第2号

富山県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、児童福祉法で使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下この条において「府令」という。）に定める基準（府令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、創意と工夫を行ってもなおこの条例に定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であって、職員の確保に係る計画を策定したときは、当該一時保護施設は、令和11年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第42条及び第46条の規定を準用する。

(こども家庭室)

富山県条例第3号

富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準
を定める条例

富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第62号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項の規定に基づき、保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、事業授産施設（同法第2条第2項第7号に規定する授産施設をいう。第3条及び第6条において同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、生活保護法で使用する用語の例による。

（暴力団員等の排除）

第3条 保護施設及び事業授産施設（以下この条において「保護施設等」という。）の設置者（法人にあっては、その役員）及び長（長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 保護施設等は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（医療保護施設の運営）

第4条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他の医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。

（保護施設の設備及び運営に関する基準）

第5条 保護施設の設備及び運営に関する基準は、前2条に定めるもののほか、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下この条及び次条において「省令」という。）に定める基準（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

（事業授産施設の設備及び運営に関する基準）

第6条 事業授産施設の設備及び運営に関する基準は、第3条に定めるもののほか、省令第1章及び第4章（省令第23条第2項を除く。）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(厚生企画課)

富山県条例第4号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第74号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(申請者の要件)

第3条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者

(以下この条及び次条において「暴力団員等」と総称する。)がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

2 前項の規定にかかわらず、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についての法第36条第3項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 暴力団員等

(2) 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(暴力団員等の排除)

第4条 指定障害福祉サービス事業者（法人にあっては、その役員）及び指定障害福祉サービス事業者が当該事業を行う事業所（次項において「事業所」という。）の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(準用)

第5条 前条の規定は、基準該当障害福祉サービスの事業を行う者について準用する。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第6条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、前2条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条

例の一部を改正する条例の一部改正)

2 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和6年富山県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

附則ただし書を削る。

(障害福祉課)

富山県条例第5号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第75号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(申請者の要件)

第3条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次号及び次条において「暴力団員等」と総称する。）がある法人
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
（暴力団員等の排除）

第4条 指定障害者支援施設の設置者の役員及び管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定障害者支援施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第5条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、前条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（障害福祉課）

富山県条例第6号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条

例第76号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。次条において「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(暴力団員等の排除)

第3条 障害福祉サービス事業を行う者（法人にあっては、その役員）及び障害福祉サービス事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「事業所」という。）の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(設備及び運営に関する基準)

第4条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、前条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年富山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

附則ただし書を削る。

(障害福祉課)

富山県条例第7号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第79号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。次条において「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(暴力団員等の排除)

第3条 障害者支援施設の設置者（法人にあっては、その役員）及び長（長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則

で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

- 2 障害者支援施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。
（設備及び運営に関する基準）

第4条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、前条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（障害福祉課）

富山県条例第8号

富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第63号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、社会福祉法で使用する用語の例による。

（記録の整備）

第3条 軽費老人ホームは、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。）第9条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第4条 軽費老人ホームの設置者の役員及び長（長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 軽費老人ホームは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。
(設備及び運営に関する基準)

第5条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、前2条に定めるもののほか、省令に定める基準（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(準用)

2 第3条及び第4条の規定は、省令附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型について準用する。

(高齢福祉課)

富山県条例第9号

富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第64号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に

基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、老人福祉法で使用する用語の例による。

(記録の整備)

第3条 養護老人ホームは、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「省令」という。）第9条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第4条 養護老人ホームの設置者の役員及び長（長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 養護老人ホームは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(設備及び運営に関する基準)

第5条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、前2条に定めるもののほか、省令に定める基準（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

富山県条例第10号

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定

める条例（平成24年富山県条例第65号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、老人福祉法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

（記録の整備）

第3条 特別養護老人ホームは、省令第9条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（居室の定員）

第4条 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）の1の居室の定員は、1人とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる。

（暴力団員等の排除）

第5条 特別養護老人ホームの設置者の役員及び長（長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（設備及び運営に関する基準）

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、前3条に定めるもののほか、省令に定める基準（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第4条の規定を適用する場合には、同条中「1人とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人とする」とする。
- 3 平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第4条第2項（同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第20条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合には、同項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とする。
- 4 平成25年4月1日において現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第4条の規定を適用する場合には、同条中「1人とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とする」とする。

(高齢福祉課)

富山県条例第11号

富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第66号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）、第72条の2第1項各号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

（申請者の要件）

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（以下この条及び第5条において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

2 前項の規定にかかわらず、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請についての法第70条第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団員等
- (2) 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（記録の整備）

第4条 次の各号に掲げる指定居宅サービス事業者等は、当該各号に定める規定に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 指定訪問介護事業者 省令第39条第2項各号
- (2) 共生型訪問介護の事業を行う指定居宅介護事業者 省令第39条の3において準用する省令第39条第2項各号
- (3) 基準該当訪問介護事業者 省令第43条において準用する省令第39条第2項各号
- (4) 指定訪問入浴介護事業者 省令第53条の3第2項各号
- (5) 基準該当訪問入浴介護事業者 省令第58条において準用する省令第53条の3第2項各号
- (6) 指定訪問看護事業者 省令第73条の2第2項各号
- (7) 指定訪問リハビリテーション事業者 省令第82条の2第2項各号
- (8) 指定居宅療養管理指導事業者 省令第90条の2第2項各号
- (9) 指定通所介護事業者 省令第104条の4第2項各号
- (10) 共生型通所介護の事業を行う指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者 省令第105条の3において準用する省令第104条の4第2項各号
- (11) 基準該当通所介護事業者 省令第109条において準用する省令第104条の4第2項各号
- (12) 指定通所リハビリテーション事業者 省令第118条の2第2項各号
- (13) 指定短期入所生活介護事業者 省令第139条の3第2項各号
- (14) ユニット型指定短期入所生活介護事業者 省令第140条の13において準用する省令第139条の3第2項各号
- (15) 共生型短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者 省令第140条の15において準用する省令第139条の3第2項各号
- (16) 基準該当短期入所生活介護事業者 省令第140条の32において準用する省令第139条の3第2項各号
- (17) 指定短期入所療養介護事業者 省令第154条の2第2項各号
- (18) ユニット型指定短期入所療養介護事業者 省令第155条の12において準用する省令第154条の2第2項各号

- (19) 指定特定施設入居者生活介護事業者 省令第191条の3第2項各号
- (20) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 省令第192条の11第2項各号
- (21) 指定福祉用具貸与事業者 省令第204条の2第2項各号
- (22) 基準該当福祉用具貸与の事業を行う者 省令第206条において準用する省令第204条の2第2項各号
- (23) 指定特定福祉用具販売事業者 省令第215条第2項各号
(暴力団員等の排除)

第5条 指定居宅サービス事業者（法人にあつては、その役員）及び指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所（次項において「事業所」という。）の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であつてはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（準用）

第6条 前条の規定は、基準該当居宅サービスの事業を行う者について準用する。

（基準該当短期入所生活介護の設備の特例）

第7条 基準該当短期入所生活介護を利用する緊急の必要がある指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所の利用者に対し、当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用することにより基準該当短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所の静養室等を基準該当短期入所生活介護事業所の居室とみなすことができる。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第8条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、前4条に定めるもののほか、省令に定める基準（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富山県条例第12号

富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第67号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）、第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

（申請者の要件）

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又

は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（以下この条及び第5条において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

2 前項の規定にかかわらず、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請についての法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 暴力団員等

(2) 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（記録の整備）

第4条 次の各号に掲げる指定介護予防サービス事業者等は、当該各号に定める規定に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者 省令第54条第2項各号

(2) 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者 省令第61条において準用する省令第54条第2項各号

(3) 指定介護予防訪問看護事業者 省令第73条第2項各号

(4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者 省令第83条第2項各号

(5) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者 省令第92条第2項各号

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者 省令第122条第2項各号

(7) 指定介護予防短期入所生活介護事業者 省令第141条第2項各号

(8) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者 省令第159条において準用する省令第141条第2項各号

(9) 共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者 省令第166条において準用する省令第141条第2項各号

(10) 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者 省令第185条において準用する省令第141条第2項各号

- (11) 指定介護予防短期入所療養介護事業者 省令第194条第2項各号
- (12) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 省令第210条において準用する省令第194条第2項各号
- (13) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者 省令第244条第2項各号
- (14) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者 省令第261条第2項各号
- (15) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 省令第275条第2項各号
- (16) 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業を行う者 省令第280条において準用する省令第275条第2項各号
- (17) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 省令第288条第2項各号
(暴力団員等の排除)

第5条 指定介護予防サービス事業者（法人にあつては、その役員）及び指定介護予防サービス事業者が当該事業を行う事業所（次項において「事業所」という。）の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であつてはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（準用）

第6条 前条の規定は、基準該当介護予防サービスの事業を行う者について準用する。

（基準該当介護予防短期入所生活介護の設備の特例）

第7条 基準該当介護予防短期入所生活介護を利用する緊急の必要がある第1号通所事業所（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下この条において「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法（以下この条において「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下この条において「旧指定介護予防通所介護」という。）の事業を行う者が第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村

が定めるものに限る。)を行う事業所であって、当該基準該当介護予防短期入所生活介護を行う事業所に併設しているものをいう。以下この条において同じ。)を利用する者に対し、当該第1号通所事業所の設備を利用することにより基準該当介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該第1号通所事業所を利用する者の処遇に支障がないときは、当該第1号通所事業所の静養室等を基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の居室とみなすことができる。

(人員、設備及び運営等に関する基準)

第8条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、前4条に定めるもののほか、省令に定める基準(省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

富山県条例第13号

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年富山県条例第68号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(入所定員)

第3条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

(居室の定員)

第4条 指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）の1の居室の定員は、1人とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる。

(記録の整備)

第5条 指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。）第37条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第6条 指定介護老人福祉施設の開設者の役員及び管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第7条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、前3条に定めるもののほか、省令に定める基準（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法

律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について第4条の規定を適用する場合においては、同条中「1人とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人とする」とする。

3 平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和62年厚生省令第12号)附則第4条第2項(同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第20条の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とする。

4 平成25年4月1日において現に存する法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設(同日後に増築され、又は改築された部分を除く。)について、第4条の規定を適用する場合においては、同条中「1人とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とする」とする。

(高齢福祉課)

富山県条例第14号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年富山県条例第71号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、児童福祉法で使用する用語の例による。

(苦情への対応)

第3条 母子生活支援施設及び保育所は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(暴力団員等の排除)

第4条 児童福祉施設の設置者（法人にあつては、その役員）及び長（長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であつてはならない。

2 児童福祉施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(設備及び運営に関する基準)

第5条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、前2条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(こども家庭室)

富山県条例第15号

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（申請者の要件）

第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（以下この条及び次条において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

2 前項の規定にかかわらず、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についての法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 暴力団員等

(2) 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（暴力団員等の排除）

第4条 指定障害児通所支援事業者（法人にあつては、その役員）及び指定障害児通所支援事業者が当該事業を行う事業所（次項において「事業所」という。）の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であつてはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(準用)

第5条 前条の規定は、基準該当通所支援の事業を行う者について準用する。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第6条 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、前2条に掲げるもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和6年富山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項の改正規定を削る。

附則第1項ただし書を削る。

(障害福祉課)

富山県条例第16号

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第73号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。第3条に

において同じ。)において準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(申請者の要件)

第3条 法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者(次号及び次条において「暴力団員等」と総称する。)がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

(暴力団員等の排除)

第4条 指定障害児入所施設の設置者の役員及び管理者(管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)は、暴力団員等であってはならない。

2 指定障害児入所施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、前条に掲げるもののほか、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)をもって、その基準とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和6年富山県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第47条第1項の改正規定を削る。

附則ただし書を削る。

(障害福祉課)

富山県条例第17号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年富山県条例第59号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条において「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(苦情への対応)

第3条 幼保連携型認定こども園は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該幼保連携型認定こども園の職員以外の者を関与させなければならない。

(暴力団員等の排除)

第4条 幼保連携型認定こども園の設置者（法人にあっては、その役員）及び長（長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 幼保連携型認定こども園は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（設備及び運営に関する基準）

第5条 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準は、前2条に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年^{内閣府}文部科学省令第1号。以下この条において「府省令」という。）^{厚生労働省}に定める基準（府省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（こども家庭室）

富山県条例第18号

富山県部局設置条例の一部を改正する条例

富山県部局設置条例（昭和35年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3項第3号中「観光」を「情報政策の推進」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 多文化共生に関する事項

第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げる。

第6項第6号を削り、同項を第7項とする。

第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 観光推進局

観光に関する事項

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第19号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項中「、第4の2項」を削り、同表第12項を次のように改める。

12 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事及び法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第18条第1項の規定による特定工程に係る工事の中間検査
- (2) 法第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付
- (3) 法第19条第1項の規定による報告の受理
- (4) 法第20条第2項の規定による工事の停止又は措置の命令
- (5) 法第20条第3項の規定による使用の禁止等又は措置の命令
- (6) 法第20条第4項の規定による工事の停止又は作業の停止の命令
- (7) 法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置の実施及び公告
- (8) 法第20条第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置に要した費用の徴収

- (9) 法第22条第2項の規定による措置の勧告
- (10) 法第23条第1項又は第2項の規定による工事の命令
- (11) 法第24条第1項の規定による立入検査
- (12) 法第25条の規定による報告の要求
- (13) 法第37条第1項の規定による特定工程に係る工事の中間検査
- (14) 法第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付
- (15) 法第38条第1項の規定による報告の受理
- (16) 法第39条第2項の規定による工事の停止又は措置の命令
- (17) 法第39条第3項の規定による使用の禁止等又は措置の命令
- (18) 法第39条第4項の規定による工事の停止又は作業の停止の命令
- (19) 法第39条第5項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置の実施及び公告
- (20) 法第39条第6項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置に要した費用の徴収
- (21) 法第41条第2項の規定による措置の勧告
- (22) 法第42条第1項又は第2項の規定による工事の命令
- (23) 法第43条第1項の規定による立入検査
- (24) 法第44条の規定による報告の要求

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。ただし、別表第3第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(ワンチームとやま推進室)

富山県条例第20号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年富山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第2条第2項中「第2条第14項」を「第2条第15項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(デジタル化推進室)

富山県条例第21号

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「1,117人」を「1,128人」に、「2,682人」を「2,689人」に、「545人」を「536人」に、「7,966人」を「7,975人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第22号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「その他人事委員会規則で定める者」の次に「（第15条の4第1項において「配偶者等」という。）」を加え、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第14条中「事故」の次に「、地域社会に貢献する活動」を加える。

第15条の3の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第15条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(執務環境の整備に関する措置)

第15条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「条例」という。）第8条の2第2項の規定による請求に基づき時間外勤務の制限を受けようとする期間の初日とする改正後の条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

富山県条例第23号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「行政職給料表」を「教育職給料表(1)」に、「7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員」を「4級であるもののうち人事委員会規則で定めるもの、教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち人事委員会規則で定めるもの、医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの」に改め、同条第5項中「定めるもの」の次に「並びに行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの」を加える。

第8条の2第1項第3号中「35,000円」を「60,000円」に改める。

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行9級以上職員等」という。)」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))」については、1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行8級職員等」という。))」及び「前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))」については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下

「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第10条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第10条の5第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第10条の6第1項第1号中「有料の道路(以下この項、次項及び第4項)」を「有料の道路(以下この条)」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び第4項」を「第4項及び第6項」に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第4項中「(第1号及び次項)」を「(第1号、次項及び第6項)」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第6項において「特別料金等相当額」という。)

第10条の6第5項中「職員以外の地方公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き」を「新たに給料表の適用を受ける」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項まで

を1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、第3項に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の7第3項中「職員以外の地方公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第11条第1項中「第25条の規定の適用を受ける職員を除く。」を削る。

第20条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第21条第2項中「から第10条まで、第10条の3、第10条の5及び第11条」を「及び第9条」に改める。

第24条中「、初任給調整手当、扶養手当」及び「、住居手当」を削る。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料 月額 円									
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			

	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
定年	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
前再	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
任用	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
短時	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
間勤	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
務職	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
員以	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
外の	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
職員	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
	86	256,000	297,100	346,000				
	87	256,300	297,400	346,400				
	88	256,600	297,700	346,800				

	89	256,900	298,000	347,000							
	90	257,200	298,300	347,400							
	91	257,500	298,600	347,800							
	92	257,800	299,000	348,200							
	93	258,100	299,200	348,400							
	94		299,400	348,800							
	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							
	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額									
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料 月額								
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	439,400
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	445,700
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	451,100
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	453,400
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	455,900
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	457,700
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	459,000
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	

	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	
	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400	
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700	
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000	
定年	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300	
前再	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500	
任用	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800	
短時	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100	
間勤	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400	
務職	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600	
員以	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100		
外の	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400		
職員	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600		
	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800		
	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100		
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400		
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600		
	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800		
	82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100		
	83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400		
	84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600		
	85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800		
	86	302,500	321,000	345,500	387,800				
	87	303,200	322,000	347,000	388,400				
	88	303,900	323,000	348,400	389,000				

89	304,600	324,000	349,700	389,300					
90	305,400	325,300	350,900	389,800					
91	306,200	326,500	352,100	390,300					
92	306,900	327,700	353,400	390,800					
93	307,400	328,900	354,700	391,200					
94	308,300	330,200	356,200	391,600					
95	309,200	331,400	357,700	392,100					
96	310,000	332,600	359,100	392,600					
97	310,800	333,800	360,400	393,000					
98	311,800	335,100	361,600	393,500					
99	312,700	336,300	362,700	394,000					
100	313,600	337,500	363,900	394,500					
101	314,500	338,900	365,000	394,800					
102	315,500	339,800	366,100	395,200					
103	316,500	340,800	367,200	395,700					
104	317,400	341,900	368,300	396,000					
105	318,200	343,000	369,500	396,300					
106	318,800	344,100	370,000	396,800					
107	319,400	345,100	370,600	397,300					
108	320,000	346,100	371,200	397,800					
109	320,500	347,300	371,800	398,100					
110	321,000	348,300	372,300	398,600					
111	321,400	349,300	372,700	399,100					
112	321,900	350,200	373,200	399,600					
113	322,700	351,100	373,600	399,900					
114	323,400	352,000	374,000	400,400					
115	324,100	353,000	374,500	400,900					
116	324,700	354,000	375,000	401,400					
117	325,300	355,000	375,400	401,800					
118	326,000	355,400	375,900	402,300					
119	326,700	356,000	376,500	402,700					
120	327,500	356,600	377,000	403,200					
121	328,100	356,900	377,200	403,600					
122	328,400	357,300	377,700						
123	328,900	357,700	378,200						
124	329,400	358,100	378,600						
125	329,700	358,500	379,100						
126		358,900	379,600						
127		359,300	380,100						
128		359,700	380,600						
129		360,100	380,900						
130		360,500	381,400						
131		360,900	381,900						
132		361,300	382,400						
133		361,500	382,700						
134		362,000	383,200						
135		362,400	383,600						
136		362,700	384,000						

	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	407,300	
	23	244,500	282,500	408,700	
	24	245,800	284,600	410,000	
	25	247,000	286,600	411,600	
	26	248,200	288,500	413,000	
	27	249,400	290,400	414,300	
	28	250,600	292,200	415,700	
	29	251,700	294,000	417,100	
	30	252,900	295,900	418,400	
	31	254,100	297,700	419,900	
	32	255,300	299,400	421,400	
	33	256,400	301,100	423,000	
	34	257,700	302,900	424,400	
	35	259,000	304,600	426,000	
	36	260,300	306,200	427,500	
	37	261,700	307,800	429,200	
	38	263,100	309,500	430,700	
	39	264,400	311,300	432,300	
	40	265,700	313,000	433,900	

	41	267,000	314,300	435,400
	42	268,000	316,200	436,900
	43	269,000	318,000	438,100
	44	269,900	319,700	439,300
	45	270,600	321,400	440,500
	46	271,400	323,300	441,800
	47	272,200	325,000	443,000
	48	273,000	326,700	444,200
	49	273,800	328,400	445,300
	50	274,600	330,200	446,500
	51	275,300	332,000	447,700
	52	276,100	333,700	448,900
	53	276,900	335,400	450,100
	54	277,700	336,700	451,300
	55	278,500	338,000	452,500
	56	279,300	339,300	453,700
	57	280,000	340,800	454,800
	58	280,600	342,400	455,400
	59	281,400	343,900	455,900
	60	282,300	345,500	456,400
	61	283,100	347,000	456,900
	62	283,700	348,600	
	63	284,500	350,200	
	64	285,200	351,700	
	65	286,200	353,200	
	66	287,000	354,800	
	67	287,800	356,400	
	68	288,500	357,900	
	69	289,200	359,400	
	70	290,000	361,000	
	71	290,800	362,600	
	72	291,500	364,100	
定年	73	292,200	365,600	
前再	74	292,900	367,200	
任用	75	293,600	368,800	
短時	76	294,200	370,300	
間勤	77	294,800	371,800	
務職	78	295,500	373,200	
員以	79	296,200	374,600	
外の	80	296,800	375,900	
職員	81	297,400	377,200	
	82	298,100	378,600	
	83	298,800	380,000	
	84	299,500	381,300	
	85	300,200	382,400	
	86	301,000	383,800	
	87	301,700	385,100	
	88	302,400	386,400	

89	303,100	387,600
90	304,000	388,900
91	304,800	390,000
92	305,600	391,200
93	306,100	392,400
94	306,900	393,500
95	307,700	394,700
96	308,500	395,900
97	309,200	397,300
98	310,000	398,300
99	310,800	399,300
100	311,500	400,300
101	312,300	401,200
102	313,200	402,200
103	314,100	403,300
104	314,900	404,400
105	315,500	405,100
106	316,300	406,000
107	317,100	406,900
108	317,900	407,800
109	318,600	408,600
110	319,000	409,400
111	319,400	410,200
112	319,900	411,000
113	320,400	411,600
114	320,800	412,300
115	321,300	413,000
116	321,700	413,700
117	322,200	414,300
118	322,700	414,800
119	323,100	415,200
120	323,600	415,500
121	324,100	415,800
122	324,500	416,100
123	325,000	416,400
124	325,500	416,600
125	326,100	416,800
126	326,400	417,100
127	326,700	417,400
128	327,000	417,600
129	327,200	417,800
130	327,500	418,100
131	327,800	418,400
132	328,000	418,600
133	328,200	418,800
134	328,400	419,100
135	328,600	419,400
136	328,900	419,600

	137	329,200	419,800		
	138	329,400	420,100		
	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,400			
	151	332,700			
	152	333,000			
	153	333,200			
定年前再任用 短時間勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		238,500	279,100	336,600	421,900

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	376,000	
	23	244,500	259,500	377,200	
	24	245,800	260,800	378,300	
	25	247,000	262,100	379,400	
	26	248,100	264,000	380,600	
	27	249,200	265,800	381,800	
	28	250,300	267,600	382,900	
	29	251,500	269,300	384,000	
	30	252,800	271,500	385,200	
	31	254,000	273,700	386,400	
	32	255,200	275,900	387,500	
	33	256,300	278,100	388,600	
	34	257,500	280,300	389,800	
	35	258,700	282,500	391,000	
	36	259,900	284,600	392,200	
	37	261,100	286,600	393,400	
	38	262,300	288,500	394,700	
	39	263,500	290,400	395,900	
	40	264,700	292,200	397,100	
	41	265,900	294,000	398,300	
	42	267,000	295,900	399,600	
	43	268,100	297,700	400,600	
	44	269,200	299,400	401,700	

	45	270,200	301,100	402,900
	46	271,000	302,900	404,100
	47	271,800	304,600	405,300
	48	272,600	306,200	406,500
	49	273,300	307,800	407,600
	50	274,100	309,500	408,600
	51	274,800	311,300	409,900
	52	275,500	313,000	411,100
	53	276,300	314,300	412,300
	54	277,100	316,200	413,400
	55	277,900	318,000	414,500
	56	278,600	319,700	415,600
	57	279,300	321,400	416,600
	58	280,100	323,300	417,800
	59	280,900	325,000	419,000
	60	281,600	326,700	420,200
	61	282,200	328,400	420,800
	62	282,900	330,200	421,600
	63	283,600	332,000	422,300
	64	284,200	333,700	422,800
	65	284,900	335,400	423,100
	66	285,600	336,700	423,400
	67	286,300	338,000	423,800
	68	287,000	339,300	424,200
	69	287,700	340,800	424,500
	70	288,500	342,300	424,900
	71	289,200	343,800	425,200
	72	289,900	345,300	425,500
定年	73	290,400	346,700	425,800
前再	74	291,100	348,200	426,200
任用	75	291,800	349,700	426,500
	76	292,400	351,200	426,800
短時	77	293,000	352,600	427,100
間勤	78	293,700	354,100	427,400
務職	79	294,300	355,600	427,700
	80	294,900	357,100	427,900
員以	81	295,500	358,500	428,100
外の	82	296,100	359,800	
職員	83	296,700	361,100	
	84	297,300	362,300	
	85	297,800	363,500	
	86	298,300	364,700	
	87	298,800	365,900	
	88	299,300	367,000	
	89	299,700	368,100	
	90	300,300	369,200	
	91	300,800	370,300	
	92	301,300	371,400	

93	301,600	372,500
94	302,100	373,700
95	302,600	374,800
96	303,000	375,900
97	303,400	376,900
98	303,900	377,900
99	304,400	378,800
100	304,800	379,700
101	305,200	380,500
102	305,600	381,500
103	306,000	382,400
104	306,300	383,300
105	306,500	384,100
106	306,800	385,000
107	307,100	385,900
108	307,300	386,800
109	307,500	387,600
110	307,700	388,600
111	308,000	389,500
112	308,300	390,400
113	308,500	391,000
114	308,700	391,900
115	308,900	392,800
116	309,200	393,700
117	309,500	394,500
118	309,700	395,200
119	310,000	396,000
120	310,300	396,800
121	310,500	397,400
122	310,700	398,100
123	310,900	398,800
124	311,200	399,400
125	311,500	400,000
126		400,700
127		401,200
128		401,800
129		402,400
130		403,000
131		403,500
132		404,000
133		404,300
134		404,600
135		404,900
136		405,200
137		405,500
138		405,800
139		406,100
140		406,400

	141		406,700		
	142		407,000		
	143		407,300		
	144		407,600		
	145		407,800		
	146		408,100		
	147		408,400		
	148		408,600		
	149		408,800		
	150		409,100		
	151		409,400		
	152		409,600		
	153		409,800		
	154		410,100		
	155		410,400		
	156		410,600		
	157		410,800		
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229,700	276,000	330,000	411,900

備考

- この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係)

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	

	41	251,100	310,100	374,800	432,400
	42	252,600	310,600	376,100	433,700
	43	254,100	311,100	377,400	435,100
	44	255,600	311,600	378,600	436,400
	45	257,100	312,100	379,300	437,200
	46	258,400	312,600	380,300	438,000
	47	259,600	313,100	381,100	438,900
	48	260,800	313,600	381,800	439,800
	49	262,000	314,000	382,500	440,600
	50	263,100	314,500	383,200	441,400
	51	264,200	315,000	383,900	442,000
	52	265,300	315,500	384,600	442,800
	53	266,400	315,900	385,200	443,200
	54	267,500	316,400	385,900	443,800
	55	268,500	316,800	386,700	444,300
定年	56	269,500	317,200	387,500	444,800
前再	57	270,500	317,600	388,100	445,300
任用	58	271,200	318,000	388,900	
短時	59	271,800	318,400	389,600	
間勤	60	272,400	318,800	390,300	
務職	61	273,000	319,200	390,900	
員以	62	273,600	319,800	391,600	
外の	63	274,200	320,400	392,300	
職員	64	274,800	321,000	393,000	
	65	275,400	321,500	393,700	
	66	276,000	322,100	394,300	
	67	276,600	322,700	394,900	
	68	277,200	323,300	395,600	
	69	277,800	323,800	396,300	
	70	278,500	324,400	396,800	
	71	279,200	325,000	397,400	
	72	279,900	325,600	398,000	
	73	280,500	326,100	398,500	
	74	281,200	326,800	399,100	
	75	281,900	327,500	399,700	
	76	282,600	328,200	400,200	
	77	283,200	328,900	400,700	
	78	283,900	329,600	401,200	
	79	284,600	330,300	401,700	
	80	285,200	331,000	402,400	
	81	285,800	331,700	402,800	
	82	286,500	332,500		
	83	287,200	333,200		
	84	287,800	333,800		
	85	288,400	334,300		
	86	289,100	334,800		
	87	289,800	335,200		
	88	290,400	335,600		

	89	291,000	335,900			
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
定年	37	388,100	459,100	516,600		
前再	38	389,600	460,800	517,900		
任用	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		

短時間勤務職員以外の職員	41	394,100	465,600	521,500
	42	394,800	466,800	522,300
	43	395,400	468,000	523,100
	44	396,100	469,100	523,900
	45	397,000	470,100	524,800
	46	397,600	471,100	525,600
	47	398,200	472,000	526,400
	48	398,800	472,800	527,100
	49	399,400	473,500	527,900
	50	399,900	474,200	528,700
	51	400,400	474,900	529,400
	52	400,900	475,500	530,300
	53	401,400	476,200	531,200
	54	401,800	476,900	532,000
	55	402,200	477,500	532,900
	56	402,600	478,100	533,800
	57	403,000	478,400	534,600
	58	403,400	479,000	535,500
	59	403,800	479,700	536,400
	60	404,200	480,400	537,100
	61	404,600	480,800	537,900
	62	405,000	481,400	538,800
	63	405,400	482,100	539,700
	64	405,800	482,800	540,600
	65	406,100	483,200	541,400
	66		483,800	542,300
	67		484,400	543,200
	68		484,900	544,100
	69		485,400	544,900
	70		485,900	545,800
	71		486,400	546,700
	72		486,900	547,600
	73		487,300	548,400
	74		487,800	
	75		488,200	
76		488,700		
77		489,200		
78		489,800		
79		490,400		
80		490,800		
81		491,300		
82		491,900		
83		492,500		
84		493,000		
85		493,500		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
	78	254,800	291,900	328,600	349,900	393,100	
	79	255,100	292,200	329,000	350,100	393,500	
	80	255,300	292,500	329,500	350,400	393,900	
	81	255,500	292,800	330,000	350,900	394,300	
	82	255,800	293,100	330,400	351,200	394,800	
	83	256,100	293,400	330,600	351,500	395,200	
	84	256,300	293,700	330,900	351,800	395,600	
	85	256,500	293,900	331,300	352,200	396,000	
	86		294,100	331,700	352,500		
	87		294,300	332,000	352,800		
	88		294,500	332,300	353,100		
	89		294,900	332,600	353,500		
	90		295,100	332,800	353,800		
	91		295,300	333,200	354,100		
	92		295,500	333,500	354,400		

	93		295,900	333,700	354,700			
	94		296,100	334,000	355,100			
	95		296,300	334,300	355,500			
	96		296,600	334,600	355,900			
	97		296,900	334,800	356,400			
	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	

	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
定年	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
前再	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
任用	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
短時	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
間勤	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
務職	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
員以	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
外の	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
職員	86	286,100	312,900	350,700	369,600		
	87	286,600	313,900	351,500	370,200		
	88	287,100	314,900	352,300	370,700		
	89	287,600	315,800	352,900	371,000		
	90	288,100	316,900	353,500	371,500		
	91	288,600	317,900	354,100	371,900		
	92	289,100	318,900	354,700	372,200		

93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800	364,300	
115	298,900	330,100	364,800	
116	299,100	330,400	365,300	
117	299,400	330,600	365,700	
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	
120	300,300	331,400	367,200	
121	300,600	331,600	367,500	
122	301,000	331,900		
123	301,300	332,200		
124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		
137	305,300	336,400		
138	305,600	336,800		
139	305,900	337,200		
140	306,200	337,600		

141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額						
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、
准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「第10条まで、」を「第9条まで及び」に改め、「及び第23条」を削り、同条第2項中「並びに第22条第2項」を「、第22条第2項並びに第23条第2項第1号」に、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の95」に、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「給与条例第23条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第9条第1項中「第9条、第10条」を「第8条の2、第9条、第10条の3」に改め、「第11条」の次に「並びに特殊勤務手当条例第46条、第47条、第50条及び第51条」を加える。

第10条第1項を削り、同条第2項中「第6条の2まで及び第17条」を「第6条まで及び第6条の3」に、「特定任期付企業職員」を「第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員（次項において「特定任期付企業職員」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第11条中「第6条、第6条の2」を「第5条、第6条、第6条の3、第9条」に改める。

(富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正)

第3条 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項第3号中「農林水産総合技術センター」を「農林水産部水産漁港課及び農林水産総合技術センター」に改め、「試験研究のため、」を削る。

第52条の2を削る。

(富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山

県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「行9級以上職員等」を「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の2第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加え、同条を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第6条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が指定する地域に在勤する職員に支給する。

第14条の2中「勤務した」を「勤務をした」に、「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加える。

第18条の2中「から第6条の2まで、第9条、第10条」を「、第6条」に改める。

(県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年富山県条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第14条第1項中「及び第52条の2」を削る。

附則第15条中「から第6条の2まで、第9条、第10条」を「、第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において富山県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第9条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項ただし書	対しては	対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては
第9条第2項	(5) 心身に著しい障害を有する者	(5) 心身に著しい障害を有する者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に

		ある者を含む。)
第9条第3項	13,000円	11,500円
	とする	、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする

2 切替日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項ただし書	対しては	対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に相当する職員として管理者が定める職員に対しては
第6条第2項	(5) 心身に著しい障害を有する者	(5) 心身に著しい障害を有する者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後給与条例第10条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

2 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員的生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

3 切替日から令和10年3月31日までの間における給与条例第10条の3の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年富山県条例第23号）附則第5条第1項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第6条 改正後給与条例第10条の6第5項及び第10条の7第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第7条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧寒冷公署在勤職員 第1条の規定による改正前の給与条例第11条第1項に規定する支給対象職員であって、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員（県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例附則第4条第4項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。次号において同じ。）であるものをいう。
- (2) 新寒冷公署在勤職員 改正後給与条例第11条第1項に規定する支給対象職員であって、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であるものをいう。
- (3) 特定旧寒冷公署在勤職員 旧寒冷公署在勤職員であって、新寒冷公署在勤職員でないものをいう。
- (4) 継続特定旧寒冷公署在勤職員 基準日（改正後給与条例第11条第1項に規定する基準日をいい、その属する月が令和7年11月から令和9年3月までのもの

に限る。以下この条において同じ。)において特定旧寒冷公署在勤職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷公署在勤職員であった者(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(以下この条から第9条までにおいて「再任用職員」という。))にあつては、切替日の前日に常時勤務に服する職員(暫定再任用職員を除く。第4項において同じ。)であった者に限る。)をいう。

(5) みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷公署在勤職員につき、基準日におけるその基準世帯等区分(当該者の切替日の前日以降における改正後給与条例別表第7に掲げる世帯等の区分のうち、寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその改正後給与条例第11条第2項に規定する世帯等の区分とみなして、同項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

2 継続特定旧寒冷公署在勤職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後給与条例第11条第1項から第4項までの規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和7年11月から令和8年3月まで	6,600円
令和8年11月から令和9年3月まで	13,200円

3 給与条例第11条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第3項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは「富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年富山県条例第23号。以下「令和7年改正条例」という。)

附則第7条第2項」と、同項第1号中「前項」とあるのは「令和7年改正条例附則第7条第2項」と、「同条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、同項第2号中「前項」とあるのは「令和7年改正条例附則第7条第2項」と、同条第4項各号列記以外の部分中「前2項」とあるのは「令和7年改正条例附則第7条第2項及び同条第3項において準用する前項」と、「第2項」とあるのは「同条第2項」と、同項第1号及び第2号中「前項各号」とあるのは「令和7年改正条例

附則第7条第3項において準用する前項各号」と読み替えるものとする。

- 4 前2項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷公署在勤職員である者のうち、切替日の前日において旧寒冷公署在勤職員であった者であって、切替日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷公署在勤職員又は特定旧寒冷公署在勤職員であったもの（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除き、再任用職員にあっては、切替日の前日に常時勤務に服する職員であった者に限る。）に対しては、改正後給与条例第11条第1項から第4項までの規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 5 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者が、切替日以降に引き続き給与条例の給料表の適用を受ける職員又は人事委員会規則で定める職員となり、特定旧寒冷公署在勤職員となった場合において、任用の事情、切替日の前日から特定旧寒冷公署在勤職員となった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前3項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷公署在勤職員である者に対しては、改正後給与条例第11条第1項から第4項までの規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 6 第2項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における給与条例第11条第5項及び第6項の規定の適用については、同条第5項中「支給対象職員が」とあるのは「令和7年改正条例附則第7条第2項から第5項までの規定により寒冷地手当を支給される職員が」と、「当該支給対象職員」とあるのは「当該職員」と、同条第6項中「第2項から前項まで」とあるのは「令和7年改正条例附則第7条第2項から第5項まで」とする。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 第8条** 切替日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（以下「特殊勤務手当条例」という。）第47条の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

(再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

第9条 切替日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる特殊勤務手当条例第51条の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する学校若しくは共同調理場の移転があった再任用職員について適用する。

(任期付短時間勤務職員へのへき地手当に関する経過措置)

第10条 切替日前に富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員であって特殊勤務手当条例第50条第1項に規定するへき地学校等に勤務するもののうち、切替日以後も引き続いて当該へき地学校等に勤務するものに係るへき地手当の支給については、第2条の規定による改正後の富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第1項の規定にかかわらず、切替日から令和9年3月31日までの間、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

第11条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

(富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第12条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「から第10条」を「から第9条」に改める。

(県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第13条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例(平成4年富山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第1項の表中「第8条の2から第10条まで、第10条の3、第10条の5及び第11条」を「第4条第1項から第8項まで、第8条の2及び第9条」に、「第9条、第10条」を「第8条の2、第9条、第10条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「の特殊勤務手当条例の規定の適用については」を「は、特殊勤務手当条例第46条、第47条、第50条及び第51条の規定は適用しないものとし」

に改める。

(富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第14条 富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成17年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号を次のように改める。

- (1) 給与条例第9条第5項の規定により扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務のうち、施行規則で定めるもの

別表第1項第4号を削る。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	

38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				

80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1

4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5

46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			

88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ウ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	

40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	

エ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	

40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	
46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	

82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

オ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3

26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11

68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

カ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3

16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	

58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

キ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23

40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		

82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

ク 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1

6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31

48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		

90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

(人事課)

富山県条例第24号

富山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「日当、宿泊料」を「その他の交通費、日当、宿泊料、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に、「着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費」を「転居費、着後手当、着後滞在費、扶養親族移転料、家族移転費、渡航雑費」に改め、同条第5項中「陸路」を「本邦内の陸路」に改め、同条中第16項を削り、第15項を第21項とし、第14項を第20項とし、同条第13項中「旅行雑費は、外国への出張」を「渡航雑費は、外国旅行」に改め、同項を同条第19項とし、同条第12項を削り、同条第11項中「赴任」を「本邦内への赴任」に改め、同項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 家族移転費は、外国への赴任に伴う家族（職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。）の移転について、支給する。

第6条第10項中「赴任」を「本邦内への赴任」に改め、同項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 着後滞在費は、外国への赴任に伴う転居に必要な滞在について、支給する。

第6条第9項中「赴任」を「本邦内への赴任」に、「当り」を「当たり」に改め、同項を同条第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 転居費は、外国への赴任に伴う転居について、実費額により支給する。

第6条第8項中「食卓料は」の次に「、内国旅行について」を加え、「当り」を「当たり」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項中「宿泊料は」の次に「、内国旅行について」を加え、「当り」を「当たり」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の3項を加える。

9 宿泊費は、外国旅行に伴う宿泊について、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額又は実費額により支給する。

10 包括宿泊費は、外国旅行に伴う移動及び宿泊について、実費額により支給する。

11 宿泊手当は、外国旅行に伴う宿泊に係る諸雑費について、旅行中の夜数に応じて一夜当たりの定額により支給する。

第6条第6項中「の旅行」の次に「及び外国旅行」を加え、「当り」を「当たり」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 その他の交通費は、外国旅行に伴う移動に係る費用について、実費額により支給する。

第30条中「第3章」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第3章」を削る。

(富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部改正)

第3条 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に改める。

別表の2の表中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下この表及び3の表）」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）（以下この表）」に、「旅費法」を「改正前の旅費法」に改める。

別表の3の表の知事の項中「旅費法」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）」に、「中その他の者」を「（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。）」に改め、同表の副知事の項中「旅費法」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」に、「指定職の職務にある者」を「指定職職員等」に改める。

(富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第4条 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に改める。

別表第3の2の表中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）」に、「中その他の者」を「（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。）」に、「国家公務員等の旅費に関する法律に」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令に」に、「指定職の職務にある者」を「指定職職員等」に改める。

(富山県監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に改める。

別表の2中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）」に、「10級の職務にある者」を「職務の級が7級以上の者」に改める。

(富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部改正)

第6条 富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例（昭和37年富山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に改める。

別表第1の2中「第3章」を削る。

(富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部改正)

第7条 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に改める。

別表の2中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）」に、「10級の職務にある者」を「職務の級が7級以上の者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富山県職員等の旅費に関する条例、外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例、富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例、富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例及び富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の富山県職員等の旅費に関する条例第6条及び第30条の規定、第2条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例第7条の規定、第3条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例別表の3の規定、第4条の規定による改正後の富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表第3の2の規定、第5条の規定による改正後の富山県監査委員の給与等に関する条例別表の2の規定、第6条の規定による改正後

の富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例別表第1の2の規定並びに第7条の規定による改正後の富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例別表の2の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

(人 事 課)

富山県条例第25号

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第11項第4号中「職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項」を「安定した職業に就いた者（雇用保険法第56条の3第1項各号のいずれかに該当する者をいう。） 同条第3項」に改め、同条第14項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第4項中「第1条第1項」を「第1条の2第1項」に改める。

附則第23項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富山県職員等退職手当支給条例第11条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した富山県職員等退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同

条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であつてこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(人事課)

富山県条例第26号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例(平成12年富山県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1の123の項中

	飲料水等の細菌又は原虫検査手数料	1検体につき47,710円の範囲内において、試験の種類に応じ規則で定める額
	温泉試験手数料	1検体につき61,750円の範囲内において、試験又は測定の種類に応じ規則で定める額

を

	飲料水等の細菌又は原虫検査手数料	1検体につき47,710円の範囲内において、試験の種類に応じ規則で定める額
--	------------------	---------------------------------------

に改め、同表の276の項中「37,700円」を「51,000円」に改め、同表の278の項の次に次のように加える。

278の2 家畜伝染病予防法第50条の規定に基づき知事が使用を許可した動物用生物学的製剤(豚熱予防液に限る。)の交付	豚熱予防液交付手数料	1頭につき70円
------------------------------------------------------------	------------	----------

別表第1の314の項を次のように改める。

<p>314 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第2項本文（これらの規定を同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査</p>	<p>建築確認申請又は計画通知手数料</p>	<p>619,000円の範囲内において、床面積等の区分に応じ規則で定める額に、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に定める額を加えた額</p> <p>(1) 建築基準法第87条の4の昇降機（以下「昇降機」という。）を含む建築物に関する確認の申請又は計画の通知の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イ以外の場合 昇降機1基につき 14,000円</p> <p>イ 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき10,000円</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書又は同法第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する基準に適合するか否かの審査を要する確認</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

の申請又は計画の通知の場合（確認を受けた建築物の計画を変更する場合を除く。） 1の建築物につき、当該申請等に係る建築物の部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分に限る。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅

（単位住戸（住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年^{経済産業省}国土交通省^{国土交通省}令第1号

号。以下この項、315の項、389の10の項、389の12の項及び389の15の項において「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項、315の項及び389の12の項から389の16の項までにおいて同じ。）の1の住戸をいう。）の数

が1である住宅（複合建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。）の

		<p>住宅部分を含む。イにおいて同じ。)をいう。以下この項、315の項及び389の12の項から389の16の項までにおいて同じ。) 20,000円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>イ 共同住宅等（一戸建ての住宅以外の住宅をいう。315の項及び389の12の項から389の16の項までにおいて同じ。）</p> <p>163,000円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1の315の項を次のように改める。

<p>315 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は完了の通知に対する審査</p>	<p>建築完了検査申請又は完了通知手数料</p>	<p>(1) (2)以外のものにあつては、531,000円の範囲内において、床面積等の区分に応じ規則で定める額に、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に定める額を加えた額</p> <p>ア 昇降機を含む建築物に関する検査の申請又は完了の通知の場合 昇降機1基につき21,000円</p> <p>イ 建築物のエネルギー</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為に係る検査の申請又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る完了の通知の場合 1の建築物につき、当該申請等に係る建築物の部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分に限る。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び389の10の項から389の16の項までにおいて同じ。）のうち、当該非住宅部分を工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、

ごみ焼却場その他これらに類する建築物をいう。以下この項及び389の12の項から389の14の項までにおいて同じ。)の用途に供するもの
210,000円の範囲内において、非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額

(イ) 非住宅部分のうち、(ア)以外のもの

269,000円の範囲内において、非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額

(ウ) 一戸建ての住宅の住宅部分

13,000円の範囲内において、住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額

(エ) 共同住宅等の住宅部分 126,000円の範囲内において、住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額

(2) 建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものにあつては、

513,000円の範囲内において、床面積等の区分に応じ規則で定める額に、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に定める額を加えた額

ア 昇降機を含む建築物に関する検査の申請又は完了の通知の場合 昇降機1基につき20,000円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為に係る検査の申請又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る完了の通知の場合 1の建築物につき、当該申請等に係る建築物の部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分に限る。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 非住宅部分のうち、当該非住宅部分を工場等の用途に供するもの

210,000円の範囲

		<p>内において、非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分のうち、(ア)以外のもの 269,000 円の範囲内において、非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(ウ) 一戸建ての住宅の住宅部分 13,000円の範囲内において、住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(エ) 共同住宅等の住宅部分 126,000 円の範囲内において、住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1の316の項中「411,000円」を「473,000円」に改め、同表の317の項の次に次の3項を加える。

317の2 建築基準法第12条第8項に規定する台帳の記載事項に係る証明書の交付	建築物等確認申請台帳記載事項証明書交付手数料	1通につき1,000円
317の3 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定又は変更の申請に対する審査	道路位置指定又は変更申請手数料	1件につき50,000円
317の4 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置	道路位置指定の廃止申請手数料	1件につき25,000円

の指定の廃止申請に対する審査		
----------------	--	--

別表第1の347の2の項中「539,000円」を「619,000円」に改め、同表の350の項を次のように改める。

350	建築士法第23条の3の規定に基づく一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿又は木造建築士事務所登録簿への登録	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所登録手数料	24,000円
-----	-----------------------------------------------------------	----------------------------------	---------

別表第1の373の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成」を「第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成等又は同法第30条第1項本文の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積」に、「宅地造成工事規制区域における工事の許可申請手数料」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請手数料」に、「420,000円」を「617,000円」に、「又は盛土」を「、盛土又は土石の堆積」に改め、同表の373の2の項中「宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成等又は同法第35条第1項本文の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積」に、「宅地造成工事規制区域における工事計画の変更許可申請手数料」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の変更許可申請手数料」に、「420,000円」を「617,000円」に、「又は盛土」を「、盛土又は土石の堆積」に改め、同項の次に次の1項を加える。

373の3	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事（同法第15条第2項の規定により同法第12条第1項の許可があったものとみなされた工事に限る。）又は同法第37条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事（同法第34条第2項の規定により同法第30条第1項の許可があったものとみなされた工事に限	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	76,000円の範囲内において、中間検査をする土地の面積に応じ規則で定める額
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------	----------------------------------------

る。)の中間検査の申請に対する 審査		
-----------------------	--	--

別表第1の389の5の項中「360,000円」を「403,000円」に、「550,000円」を「621,000円」に、「3,300,000円」を「4,638,000円」に、「5,000,000円」を「8,954,000円」に、「539,000円」を「619,000円」に、「床面積」を「床面積等」に改め、同表の389の6の項中「290,000円」を「323,000円」に、「430,000円」を「487,000円」に、「1,800,000円」を「2,440,000円」に、「2,700,000円」を「4,651,000円」に、「539,000円」を「619,000円」に、「床面積」を「床面積等」に改め、同表の389の10の項から389の16の項までを次のように改める。

389の10 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出をしない場合にあっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（389の15の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（389の15の項において「登録住宅性能評価機関」
--------------------------------------------------	--------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

という。)が、当該申請に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画が同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面(次項において「適合証」という。)若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(次項、389の15の項及び389の16の項において「設計住宅性能評価書」という。)の写しを添付するもの 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住戸部分

191,000円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額

(イ) 共用部分(基準省令第4条第3項第1号に規定する

共用部分をいう。
以下この項及び次
項において同じ。)

224,000円の範
囲内において、共
用部分の床面積の
区分に応じ規則で
定める額

(ウ) 非住宅部分

211,000円の範
囲内において、非住
宅部分の床面積の
区分に応じ規則で
定める額

イ ア以外のもの 当
該申請に係る建築物
の部分について、次
に掲げる区分に応じ、
それぞれ次に定める
額を合算した額

(ア) 住戸部分

941,000円の範
囲内において、住戸
の数の区分に応じ
規則で定める額

(イ) 共用部分

868,000円の範
囲内において、共用
部分の床面積の区
分に応じ規則で定
める額

(ウ) 非住宅部分

1,284,000円の範
囲内において、都
市の低炭素化の促
進に関する法律第
54条第1項第1号

		<p>の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（次項において「認定基準」という。）及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出をする場合にあっては、(1)に掲げる額に、619,000円の範囲内において、床面積等の区分に応じ規則で定める額を加えた額</p>
<p>389 の11 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出をしない場合にあっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 適合証若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるもの又は設計住宅性能評価書の写しを添付するもの 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p>

(ア) 住戸部分
190,000円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額

(イ) 共用部分
223,000円の範囲内において、共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額

(ウ) 非住宅部分
210,000円の範囲内において、非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額

イ ア以外のもの 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住戸部分
677,000円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額

(イ) 共用部分
677,000円の範囲内において、共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額

(ウ) 非住宅部分
882,000円の範囲内において、認定

		<p>基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出をする場合にあっては、(1)に掲げる額に、619,000円の範囲内において、床面積等の区分に応じ規則で定める額を加えた額</p>
<p>389の12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>1の建築物につき、当該申請に係る建築物の部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分に限る。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(1) 非住宅部分のうち、当該非住宅部分を工場等の用途に供するもの 276,000円の範囲内において、基準省令第1条に定める基準（以下この項から389の14の項までにおいて「性能基準」という。）及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(2) 非住宅部分のうち、</p>

		<p>(1)以外のもの 1,044,000円の範囲内において、性能基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(3) 一戸建ての住宅の住宅部分 47,000円の範囲内において、性能基準及び住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(4) 共同住宅等の住宅部分 337,000円の範囲内において、性能基準及び住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p>
<p>389の13 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の計画に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>1の建築物につき、当該申請に係る建築物の部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分に限る。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(1) 非住宅部分のうち、当該非住宅部分を工場等の用途に供するもの 258,000円の範囲内において、性能基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(2) 非住宅部分のうち、(1)以外のもの</p>

		<p>642,000円の範囲内において、性能基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(3) 一戸建ての住宅の住宅部分 26,000円の範囲内において、性能基準及び住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(4) 共同住宅等の住宅部分 216,000円の範囲内において、性能基準及び住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p>
<p>389の14 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に応当していることを証する書面の交付</p>	<p>軽微変更該当証明書交付手数料</p>	<p>1の建築物につき、当該申請に係る建築物の部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分に限る。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(1) 非住宅部分のうち、当該非住宅部分を工場等の用途に供するもの 258,000円の範囲内において、性能基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(2) 非住宅部分のうち、(1)以外のもの 642,000円の範囲内に</p>

		<p>において、性能基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(3) 一戸建ての住宅の住宅部分 26,000円の範囲内において、性能基準及び住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(4) 共同住宅等の住宅部分 216,000円の範囲内において、性能基準及び住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p>
<p>389の15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をしない場合にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面（次項におい</p>

て「適合証」という。)若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるもの又は設計住宅性能評価書の写しを添付するもの 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 一戸建ての住宅の場合にあつては6,000円、共同住宅等の場合にあつては85,000円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額

(イ) 非住宅部分 211,000円の範囲内において、非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額

イ ア以外のもの 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 一戸建ての住宅の場合にあつては52,000円、共同住宅等の

		<p>場合にあつては 433,000円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分 1,284,000円の範囲内において、基準省令第10条に定める基準（次項において「誘導基準」という。）及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をする場合にあつては、(1)に掲げる額に、619,000円の範囲内において、床面積等の区分に応じ規則で定める額を加えた額</p>
<p>389の16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出をしない場合にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 適合証若しくはこれに類する書類として知事が別に定める</p>

もの又は設計住宅性能評価書の写しを添付するもの 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 一戸建ての住宅の場合にあつては5,000円、共同住宅等の場合にあつては84,000円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額

(イ) 非住宅部分 210,000円の範囲内において、非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額

イ ア以外のもの 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 一戸建ての住宅の場合にあつては31,000円、共同住宅等の場合にあつては312,000円の範囲内において、床面積の区分に応じ規

		<p>則で定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分 882,000円の範囲内において、誘導基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出をする場合にあっては、(1)に掲げる額に、619,000円の範囲内において、床面積等の区分に応じ規則で定める額を加えた額</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1の389の17の項を削り、同表の438の項中「2,300円」を「2,400円」に改め、同表の453の項中「2,200円」を「2,400円」に改め、同表の454の項及び455の項を次のように改める。

454	削除		
455	削除		

別表第1の備考の11及び12中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同表の備考の13中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改める。

別表第3の10の2の項を次のように改める。

10の2	建築士法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用する同法第23条の3の規定	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士	24,000円	建築士法第26条の3第1項の規定に基づき知事が指定する者で
------	-----------------------------------------	--------------------------	---------	-------------------------------

に基づく一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿又は木造建築士事務所登録簿への登録	事務所登録手数料	あって、同条第3項において準用する同法第10条の6第1項の規定により知事が公示したもの
----------------------------------------------	----------	---------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の373の項及び373の2の項の改正規定並びに同表に373の3の項を加える改正規定は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)

富山県条例第27号

富山県税条例等の一部を改正する条例

(富山県税条例の一部改正)

第1条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条中「指定金融機関又は」を「指定金融機関若しくは」に改め、「（という。）」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により知事が同項に規定する公金事務を委託した者」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に委託して納付し、又は納入することができる。

第32条第2項中「富山県収入証紙」を「現金」に改め、同項ただし書を削り、

同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項各号に定める手数料を徴収する場合にあつては、当該申請等を行うことにより得られた納付情報による納付の方法により徴収することができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第1項第2号に定める手数料は、地方自治法第231条の2の3第1項の規定により同項に規定する指定納付受託者に納付の委託がされた当該手数料を同法第231条の2の5第1項の規定による納付の方法により徴収することができる。

第33条第5項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第37条の2第3号中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同号イを次のように改める。

イ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託

第51条の9第1項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第72条第1項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第138条の7第2項中「前項の申告書又は規則で定める様式による修正申告書に証紙代金収納計器により」を「法第162条第1項の証紙に代えて、」に、「金額の表示を受けることによつてしなければならない」を「現金を納付しなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「環境性能割の納税義務者は」を「知事は、前項の規定による現金の納付があつたときは、第1項の申告書又は規則で定める様式による修正申告書に規則で定める様式による納税済印を押さなければならない。ただし」に改め、「（平成14年法律第151号）」を削り、「には、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない」を「は、

この限りでない」に改め、同条第4項を削る。

第138条の10第3項中「運転免許証（）」を「運転免許証又は同法第95条の2第3項の規定により特定免許情報が記録された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の免許情報記録個人番号カード（）」に、「「運転免許証」を「「運転免許証等」に改める。

第143条第3項を次のように改める。

3 知事は、前項前段の規定により種別割を徴収しようとする場合には、納税者が当該種別割の額に相当する現金を納付した後、第145条の規定により提出すべき申告書に規則で定める様式による納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする。

第143条第4項を削る。

第146条の2第3項中「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

第202条第1項中「に富山県収入証紙をはり付け、知事に提出しなければならない」を「を知事に提出し、当該狩猟税の額に相当する現金を納付しなければならない」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定により現金の納付があつたときは、同項の狩猟税納付書に規則で定める様式による納税済印を押すものとする。

附則第5条の2の2を附則第5条の2の3とする。

附則第5条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2の2 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第45号）の施行の日から令和9年3月31日までの間に法附則第8条の3の4第1項に規定する認定特別事業再編事業者が、同項に規定する特別事業再編のための措置（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第18項第3号、第4号及び第6号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当

該他の法人との間に法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）及び法附則第8条の3の4第1項に規定する5年以内株式等取得等法人（以下この条において「5年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第52条第1項の規定の適用については、対象法人又は5年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度（産業競争力強化法第24条の3第2項又は第3項の規定により同法第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第52条第1項第1号イ(ア)及び(イ)中「2億円を超えるもの」とあるのは、「2億円を超えるもの（附則第5条の2の2に規定する対象法人及び同条に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

附則第5条の10第1項各号列記以外の部分及び附則第5条の12第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

（富山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 富山県税条例の一部を改正する条例（平成19年富山県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中富山県税条例第138条の10第3項、第146条の2第3項、附則第5条の10及び附則第5条の12の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中富山県税条例第9条の改正規定（同条に1項を加える部分を除く。）並びに第33条第5項及び第51条の9第1項第1号の改正規定 令和7年4月1日

(3) 第1条中富山県税条例附則第5条の2の2を附則第5条の2の3とする改正規定、附則第5条の2の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 令和8年4月1日

(4) 第1条中富山県税条例第37条の2第3号イ及び第72条第1項の改正規定並びに第2条及び附則第5条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日

(5) 第1条中富山県税条例第37条の2第3号の改正規定（同号イに係る部分を除く。）及び附則第3条の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（手数料に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正前の富山県税条例第32条第1項各号に掲げる手数料については、この条例の施行の日（附則第6条及び第7条において「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

（県民税に関する経過措置）

第3条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の富山県税条例第37条の2（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

（事業税に関する経過措置）

第4条 第1条の規定による改正後の富山県税条例附則第5条の2の2の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の富山県税条例第72条第1項

の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第1条第10号に掲げる規定による改正後の地方税法第72条の80第1項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第6条 第1条の規定による改正前の富山県税条例第138条の7に掲げる自動車税の環境性能割及び第143条に掲げる自動車税の種別割については、施行日から令和8年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

（狩猟税に関する経過措置）

第7条 第1条の規定による改正前の富山県税条例第202条に掲げる狩猟税については、施行日から令和8年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

（税務課）

富山県条例第28号

富山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

附 則

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行の日から施行

する。

(こども家庭室)

富山県条例第29号

富山県公害紛争処理条例の一部を改正する条例

富山県公害紛争処理条例（昭和45年富山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第16条」を「第10条」に、「参考人」を「陳述若しくは意見を求められ、又は鑑定を依頼された参考人」に、「支給した」を「支給する」に改め、同条第4号中「呼出」を「呼出し」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境政策課)

富山県条例第30号

富山県理容師法施行条例及び富山県美容師法施行条例の一部を改正する条例

(富山県理容師法施行条例の一部改正)

第1条 富山県理容師法施行条例（平成11年富山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号に次のただし書を加える。

ただし、洗髪設備にあつては、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(富山県美容師法施行条例の一部改正)

第2条 富山県美容師法施行条例（平成11年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号に次のただし書を加える。

ただし、洗髪設備にあつては、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(生活衛生課)

富山県条例第31号

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例（平成26年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

表中「383」を「385」に、「76」を「77」に、「118」を「117」に、「110」を「111」に、「155」を「156」に、「225」を「229」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

(厚生企画課)

富山県条例第32号

富山県心の健康センター条例の一部を改正する条例

富山県心の健康センター条例（平成9年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(健康対策室)

富山県条例第33号

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、地方公共団体との特別の契約によるものの使用料の額は、当該契約の定めるところによる。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(医務課)

富山県条例第34号

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(都市計画課)

富山県条例第35号

富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部を

改正する条例の一部を改正する条例

富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部を改正する条例（令和6年富山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち別表第1を別表第1の2とし、同表の前に1表を加える改正規定中

富山県総合運動公園	<ol style="list-style-type: none"> (1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

富山県総合運動公園	<ol style="list-style-type: none"> (1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第2条（同条第1項第6号を除く。）の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第2条の2の規定による占用の許可に関する業務（法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。） (4) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (6) 第13条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に改め、

富山県五福公園	<ol style="list-style-type: none"> (1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	(4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県岩瀬スポーツ公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県常願寺川公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県空港スポーツ緑地	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務

を

富山県五福公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第2条（同条第1項第6号を除く。）の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第2条の2の規定による占用の許可に関する業務（法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。） (4) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	(6) 第13条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県岩瀬スポーツ公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第2条（同条第1項第6号を除く。）の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第2条の2の規定による占用の許可に関する業務（法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。） (4) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (6) 第13条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県常願寺川公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第2条（同条第1項第6号を除く。）の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第2条の2の規定による占用の許可に関する業務（法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。） (4) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (6) 第13条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県空港スポーツ緑地	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第2条（同条第1項第6号を除く。）の

	規定による行為の許可に関する業務 (3) 第2条の2の規定による占用の許可に関する業務（法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。） (4) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (6) 第13条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画課)

富山県条例第36号

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,554人」を「5,520人」に、「54人」を「56人」に、「21人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(教・教職員課)

富山県条例第37号

富山県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例

富山県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例（令和2年富山県条例第38号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(健康対策室)

富山県条例第38号

富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例

富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年富山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「第4章」を「前章」に改める。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の改正規定（同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。） 令和7年4月1日

(2) 第54条から第56条までの改正規定及び次項の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(議・総務課)

富山県条例第39号

富山県議会委員会条例の一部を改正する条例

富山県議会委員会条例（昭和31年富山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 観光推進局の所管に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県議会委員会条例の規定により経営企画委員会及び厚生環境委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の富山県議会委員会条例の規定によりその事

件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

(議・議事課)
